

創業・IT等ワーキング・グループ関連

提案事項名

該当頁

- | | | |
|---------------------------------|-------|---|
| 1 - 大阪城公園の観光拠点化に向けた規制改革 | | 1 |
| 2 - 外国人技能実習制度の拡充 | | 1 |
| 3 - 電線路の保安伐採にかかる届出の緩和 | | 2 |
| 4 - 都道府県における専修学校設置認可基準の適正運用について | | 2 |
| 5 - 汚染土壌処理業における人的要件の緩和 | | 3 |

番号	受付日	所管省 庁への 検討要 請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
1	4月21日	5月14日	大阪城公園 の観光拠点 化に向けた 規制改革	国全体の目標である訪日外国人客増大の一環として、民間の自由な発想と活力により大阪城公園を西日本における国際観光拠点として整備するため、抜本的な規制改革を実現されたい。具体的には、大阪城公園の大半は国の特別史跡に指定されており、同エリアに新たな施設を設置するには、文化財保護法などにより現行法制度では対応できない。歴史的文化的資産の有効活用のため、特別史跡の現状変更が可能となるよう要件を緩和されたい。	大阪 商工 会議所	文部 科学 省
2	4月21日	5月14日	外国人技能 実習制度の 拡充	外国人技能実習制度が、実習生・雇用する企業双方にとってより効果的な制度となるよう、技能実習期間の延長や対象職種の拡大に加え、受け入れ人数枠の拡大や手続きの簡素化、来日前の日本語教育の充実なども図られたい。	大阪 商工 会議所	法務省 厚生 労働 省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
3	4月25日	5月14日	電線路の保安伐採にかかる届出の緩和	<p>【前の回答に対する再提案】</p> <p>本要望につき、農林水産省からは「対応不可」との回答であるが、電線路の保安伐採を30～90日間放置すると、伸長した樹木が電線路に接近することにより、電力の安定供給を阻害するだけでなく、火災等が発生するおそれがある。</p> <p>また、「市町村の長が森林資源の賦存状況等を把握するとともに、伐採の規模にかかわらず周辺地域への影響や災害発生危険等を確認し、必要に応じて指導・勧告等を行う」とあるが、電線路の保安伐採は小規模であるため、地域森林計画の対象が0.3ha以上の森林であることを考慮すると賦存状況等に大きな影響はなく、周辺地域への影響や災害発生危険等も考えにくい。そこで、電力の安定供給の阻害や、火災等の発生のおそれがある場合、地域森林計画民有林における電線路の保安伐採について、届出を不要とする、もしくは直前(30日以内)または事後的な届出を可能とするべきである。</p> <p>そもそも、電線路の保安伐採は小規模であり賦存状況等に大きな影響を与えないため、安定供給の阻害や、火災等の発生のおそれがない場合においても、1本でも伐採すれば届出を必要とするのではなく、伐採面積による裾きり基準を設けるべきである。</p>	一般社団法人日本経済団体連合会	農林水産省
4	4月28日	5月14日	都道府県における専修学校設置認可基準の適正運用について	<p>専修学校は、国及び地方公共団体のほか、次に該当する者でなければ、設置することができない。</p> <p>一 専修学校を経営するために必要な経済的基礎を有すること。</p> <p>二 設置者(設置者が法人である場合にあっては、その経営を担当する当該法人の役員とする。次号において同じ。)が専修学校を経営するために必要な知識又は経験を有すること。</p> <p>三 設置者が社会的信望を有すること。</p> <p>但し「学校法人以外であっても、第127条の1から3項を満たす場合」専修学校の設置者となることができるが、設置認可者自治体である都道府県が定める基準では「学校法人であること」「国家資格養成施設であること」など、法と異なった条件を付加しているために事実上、学校法人等の公益法人以外の設置は困難な状況がある。しかし、少ない事例の一つとして、愛知県など一部の自治体では、民間企業が設置者として認可された専修学校も存在している場合もあり、設置基準が大きく異なる。</p> <p>民間企業が、教育サービス事業を全国展開する場合、都道府県によって設置基準が異なることは、生徒が受講する教育内容等が一であっても、通学する地域によって「専門学校卒業資格」「専門士資格」などの資格取得に関すること及び「大学編入単位」の互換性など不利益を被ることが予測できる。そのため、法で定めた事項につき、許認可権限が都道府県に移行した場合でも、法の趣旨から著しく乖離することなく又、都道府県同一の内容であることを要望いたします。</p>	民間企業	文部科学省

番号	受付日	所管省 庁への 検討要 請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
5	4月29日	5月14日	汚染土壌処 理業における 人的要件の 緩和	<p>汚染土壌の処理を推進するため、汚染土壌処理業の確保が望まれるが、汚染土壌処理業の許可の基準では、公害防止管理者や技術士の配置が規定されており、その人材の確保は、困難であり、新規業者の参入の障壁となっている。</p> <p>そのため、省令にある公害防止管理者や技術士と同等以上の知識を有すると認められる者に、同等の役割を実施することが可能な「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく技術管理者の有資格者を含めてほしい。</p> <p>また、汚染土壌処理施設の埋立処理施設は、廃棄物処理法の最終処分場である場合が多く、廃棄物処理施設の技術管理者が、「汚染土壌処理施設の公害を防止するための知識を有する者」とすることが合理的である。</p>	個人	環境省